

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年二月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

路線名	さいたま武蔵丘陵 森林公園自転車道線
供用開始の区間	川越市大字古谷本郷上組字江遠島一 四九二番六地先から同市大字古谷上 字蔵根五八三七番一地先まで
供用開始の期日	令和三年二月十二日
備考	令和三年二月十二日付け埼 玉県川越県土整備事務所長告 示第二号で告示した道路予定 区域の供用開始である。 延長八三二・〇〇メートル